

# 中国が米国の防衛関連企業（20社）とその高級管理職員（10人） を反外国制裁法に基づく報復リストに掲載

## —台湾への武器売却発表に対する報復措置—

2026.1.6

CISTEC 事務局

中国外交部は2025年12月26日、米国が台湾への武器売却を発表したことを受け、米国の防衛関連企業（20社）とその高級管理職員の個人（10人）に対し、反外国制裁法に基づき、報復リストに掲載する旨を発表<sup>1</sup>した（2025年12月26日公布・施行）。

米国は、2025年12月18日、台湾に対して、過去最大規模となる武器売却を承認したと発表<sup>2</sup>した。これに対し、中国は「米国が公然と台湾への先進的な兵器の売却計画を発表したことは、一つの中国原則と米中3つの共同コミュニケに重大な違反であり、中国の主権・安全・領土保全を深刻に損ない、台湾海峡の平和と安全を著しく損なうものであり、・・・中国側はこれに断固反対し、強く非難する。中国側は国家主権、安全、領土保全を守るため断固たる措置を講じる。」と表明していた<sup>3</sup>。

今回の措置内容として、反外国制裁法<sup>4</sup>に基づき、Northrop Grumman Systems Corporation等の企業20社と、関連する高級管理職員等の個人10人を同法に基づく報復リストに掲載し、反外国制裁法第3条、第4条、第5条、第6条、第9条及び第15条（条文は後述に掲載）に基づき、中国国内の組織、個人がこれら企業と関連する取引、協力等の活動を行うことを禁止するものである。また、これまで掲載がなかった、高級管理職員の個人に対する情報として「性別」及び「役職名」が掲載されている。

同法に基づく報復リストへの掲載は、米国による台湾への武器売却等を理由として米国

<sup>1</sup> 「关于对美国军工相关企业及高级管理人员采取反制措施的决定」（中華人民共和国外交部サイト 2025.12.26）

[https://www.fmprc.gov.cn/wjbxw\\_new/202512/t20251226\\_11787617.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/wjbxw_new/202512/t20251226_11787617.shtml) 別添※機械翻訳

※これまでのリスト掲載者一覧

統合リスト—反外国制裁法、信頼できないエンティティリスト等（2025.12.26時点）

[https://www.cistec.or.jp/members/zopen-sanjogentei/20260106\\_list.pdf](https://www.cistec.or.jp/members/zopen-sanjogentei/20260106_list.pdf)

<sup>2</sup> 米、台湾への武器売却を承認 ハイマースなど過去最大の111億ドル規模（ロイター 2025.12.18）

<https://jp.reuters.com/world/taiwan/TKRJJP6CGNJFJGUVXLDQ4JCXLU-2025-12-18/>

<sup>3</sup> 2025年12月18日外交部发言人郭嘉昆主持例行记者会（中華人民共和国外交部サイト 2025.12.18）

[https://www.mfa.gov.cn/fyrbt\\_673021/jzhsl\\_673025/202512/t20251218\\_11775796.shtml](https://www.mfa.gov.cn/fyrbt_673021/jzhsl_673025/202512/t20251218_11775796.shtml)

<sup>4</sup> 反外国制裁法は2021年6月に制定・施行。制定背景として、西側の国々の中国に対する制裁を科し内政干渉を行ってきたとして、外国の差別的措置に報復するための法律を制定することが必要として、第13期全人代第4回会議で承認された「全人代常務委員会活動報告」では「今後1年の主要任務」の中で、反制裁、反干渉、管轄権の域外適用への対抗措置に対する法的ツールを拡充することを明確に打ち出したとされている。（人民網 2021.6.8）

<https://j.people.com.cn/n3/2021/0608/c94474-9858954.html>

の防衛関連産業を中心に掲載されている（直近の同様の例では、2024年12月末に台湾への武器売却の関与を理由として米国企業を掲載<sup>5</sup>）。

報復リスト掲載企業等は、中国国内の動産・不動産等が凍結されることや、中国国内の企業等との取引が禁止される（報復リスト掲載者との取引を行うなど、報復措置を遵守しない（中国内企業のみならず）外国企業等に対しても、政府調達、入札、出入国の禁止や制限等を科すことができる。詳細は、以下 CISTEC 解説記事の2つ目を参照されたい。）。

反外国制裁法の概要は以下の CISTEC 解説記事を参照されたい。

中国の「反外国制裁法」の施行について（仮訳添付）（2021.6.15 改訂1版）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/39-20210614.pdf>

中国反外国制裁法の実施規定の公布について（2025.3.25／改訂版同 4.2）

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20250325.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250325.pdf)

今般の報復措置に関し、外交部報道官は、「台湾地区への大規模な武器売却を発表したことを受け、反外国制裁法に基づき、対抗措置を決定した」としている。

#### ■外交部報道官による記者会見（外交部サイト 2025年12月26日）※機械翻訳

○外交部報道官が米国の中華人民共和国反外国制裁法に対する対抗措置について記者の質問に回答<sup>6</sup>

質問：外交部ウェブサイトは、20社の米国軍需企業と10名の幹部管理職に対する対抗措置の決定を公表した。報道官はこれについてさらにコメントはありますか？

回答：米国がこのほど中華人民共和国反外国制裁法の関連規定に基づき、近年台湾の武装化に関与した20社の米国軍需関連企業及び10名の高級管理職員に対する対抗措置を決定しました。

改めて強調するが、台湾問題は中国の核心的利益の中核であり、米中関係における第一の越えてはならない一線である。台湾問題で一線を越えて挑発するいかなる行為も、中国側の力強い反撃に直面する。対台湾武器販売に関与する企業や個人は、その過ちに

<sup>5</sup> 米国軍事産業企業及びその高級管理職員に対する報復措置の実施に関する決定（中国外交部サイト 2024.12.27）

[https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw\\_new/202412/t20241227\\_11520050.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw_new/202412/t20241227_11520050.shtml)

CISTEC 解説資料（p.10 ⑤米国企業7社を反外国制裁法に基づく報復リストへの追加）

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20250107.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250107.pdf)

<sup>6</sup> 「外交部发言人就反制美国向中国台湾地区出售武器答记者问」（中華人民共和国外交部サイト 发言人表态和电话答问 2025.12.26）[https://www.mfa.gov.cn/fyrbt\\_673021/dhdw\\_673027/202512/t20251226\\_11787886.shtml](https://www.mfa.gov.cn/fyrbt_673021/dhdw_673027/202512/t20251226_11787886.shtml)

対して代償を払わなければならない。いかなる国、いかなる勢力も、中国政府と人民が国家主権と領土保全を守る強い決意、搖るぎない意志、そして強大な能力を過小評価してはならない。

中国側は改めて米国に対し、一つの中国原則と米中3つの共同コミュニケを厳守し、米国指導者が行った約束を履行し、台湾への武器供与という危険な行為を停止し、台湾海峡の平和と安定を損なう行為を停止し、「台湾独立」分裂勢力に誤ったシグナルを送ることを停止するよう強く促す。中国側は引き続き断固たる措置を講じ、国家の主権、安全、領土の完全性を断固として守る。

## ■反外国制裁法の関連条文

反外国制裁法（抄）※CISTEC 仮訳

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/39-20210614.pdf#page=12>

第三条 中華人民共和国は霸権主義と強権政治に反対し、いかなる国がいかなる口実、いかなる方式によって中国の内政に干渉することに反対する。

外国国家が国際法と国際関係の基本準則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠して我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的規制措置を講じ、我が国の内政に干渉したならば、我が国は相応の報復措置を採る権利を有する。

第四条 国務院の関係部門は本法第三条に規定した差別的規制措置の制定、決定、実施に直接、あるいは間接的に関与した個人、組織を報復リストに加えることを決定することができる。

第五条 本法第四条の規定に基づいて報復リストに加えた個人、組織の他に、国務院の関係部門はさらに以下の個人、組織に対して報復措置を講じることができる。

- (一) 報復リストに加えた個人の配偶者と直系親族；
- (二) 報復リストに加えた組織の高級管理職員あるいは実質支配者；
- (三) 報復リストに加えた個人が高級管理職員を担当する組織；
- (四) 報復リストに加えた個人と組織が実質的に支配する、あるいは設立、運営に関与する組織。

第六条 国務院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第四条、第五条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて以下の一つあるいは複数の措置を講じることを決定することができる：

- (一) 査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放；
- (二) 我が国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の差し押さえ、押収、凍結；
- (三) 我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止あるいは制限；

(四) その他の必要な措置。

第九条 報復リストと報復措置の確定、一時停止、変更あるいは取消は、外交部あるいは国務院のその他の関係部門が命令を発布し公布する。

第十五条 外国の国家、組織あるいは個人が実施、協力、支援する我が国の主権、安全、発展の利益を害する行為に対して、必要な報復措置を講じる必要があったならば、本法の関連規定を参照して実行する。

以上

## 米国軍需関連企業及び高級管理職員に対する対抗措置の実施に関する決定

2025年12月26日 17:00

(2025年12月26日中華人民共和国外交部令第19号で公布、2025年12月26日より施行)

米国は最近、中国台湾地域への大規模な武器売却を発表し、一つの中国原則及び米中三つの共同コミュニケを深刻に違反し、中国の内政に深刻に干渉し、中国の主権と領土保全を深刻に損なった。《中華人民共和国反外国制裁法》第三条、第四条、第五条、第六条、第九条、第十五条の規定に基づき、中国側は以下の米国軍需関連企業及び高級管理職員に対する対抗措置を決定する：

一、Northrop Grumman Systems Corporation、L3Harris Maritime Services、Boeing in St. Louis、Gibbs & Cox, Inc.、Advanced Acoustic Concepts、VSE Corporation、Sierra Technical Services, Inc.、Red Cat Holdings, Inc.、Teal Drones, Inc.、ReconCraft、High Point Aerotechnologies、Epirus, Inc.、Dedrone Holdings Inc.、Area-I、Blue Force Technologies、Dive Technologies、Vantor、Intelligent Epitaxy Technology, Inc.、Rhombus Power Inc.、Lazarus Enterprises Inc.など20社（別添「対抗措置リスト」参照）に対し、中国国内における動産、不動産及びその他あらゆる種類の財産の凍結を実施する。わが国国内の組織・個人によるこれら企業との取引・協力等の活動を禁止する。

二、Palmer Luckey（Anduril Industries 創業者）、John Cantillon（L3Harris Technologies 副社長、L3Harris Maritime Services 副社長兼 CFO）、Michael J. Carnovale（Advanced Acoustic Concepts 社長兼 CEO）、John A. Cuomo（VSE Corporation 社長兼 CEO）、Mitch McDonald（Teal Drones, Inc.社長）、Anshuman Roy（Rhombus Power Inc.創業者兼 CEO）、Dan Smoot（Vantor 社長兼 CEO）、Aaditya Devarakonda（Dedrone Holdings Inc.CEO）、Ann Wood（High Point Aerotechnologies 社長）、Jay Hoflich（ReconCraft 共同創業者兼 CEO）など、別添「対抗措置リスト」に記載された企業の高級管理職員10名に対し、わが国国内における動産、不動産その他のあらゆる種類の財産の凍結を命ずる。わが国国内の組織・個人による当該者との取引・協力等の活動を

禁止する。当該者に対するビザ発給を停止し、入国を許可しない（香港・マカオを含む）。

本決定は 2025 年 12 月 26 日より施行する。

別添：対抗措置リスト

外交部  
2025 年 12 月 26 日

別添

対抗措置リスト

一、企業

- (一) Northrop Grumman Systems Corporation
- (二) L3Harris Maritime Services
- (三) Boeing in St. Louis
- (四) Gibbs & Cox, Inc.
- (五) Advanced Acoustic Concepts
- (六) VSE Corporation
- (七) Sierra Technical Services, Inc.
- (八) Red Cat Holdings, Inc.
- (九) Teal Drones, Inc.
- (十) ReconCraft
- (十一) High Point Aerotechnologies
- (十二) Epirus, Inc.
- (十三) Dedrone Holdings Inc.
- (十四) Area-I
- (十五) Blue Force Technologies
- (十六) Dive Technologies
- (十七) Vantor
- (十八) Intelligent Epitaxy Technology, Inc.
- (十九) Rhombus Power Inc.
- (二十) Lazarus Enterprises Inc.

二、高級管理職員

- (一) Palmer Luckey, 男, Anduril Industries 創業者
- (二) John Cantillon, 男, L3Harris Technologies 副社長、L3Harris Maritime Services 副社長兼 CFO
- (三) Michael J. Carnovale, 男, Advanced Acoustic Concepts 社長兼 CEO

- (四) John A. Cuomo, 男, VSE Corporation 社長兼 CEO
- (五) Mitch McDonald, 男, Teal Drones, Inc.社長
- (六) Anshuman Roy, 男, Rhombus Power Inc.創業者兼 CEO
- (七) Dan Smoot, 男, Vantor 社長兼 CEO
- (八) Aaditya Devarakonda, 男, Dedrone Holdings Inc. CEO
- (九) Ann Wood, 女, High Point Aerotechnologies 社長
- (十) Jay Hoflich, 男, ReconCraft 共同創業者兼 CEO